

参考資料2 地域での入退院支援ルール作成に向けた協議の進め方

- 県が県医師会及び市町村、関係団体、県保健所へ標準例を令和2年3月までに周知予定。
- 作成済みの地域も含め、保健所が市町村と郡市医師会（在宅医療連携拠点）とどのように話し合いを進めるか協議したうえで、全ての地域において令和2年8月までに関係者間で話し合いを始めてはどうか。なお、既存の話し合いの枠組みがある場合は、それを活用することも考えられる。
- 話し合いのメンバーは、郡市医師会の在宅担当理事、在宅医療連携拠点、医療機関のMSW（地域連携室）、訪問看護ステーション、介護支援専門員、介護施設、地域包括支援センター、薬剤師会、歯科医師会(在宅歯科医療推進拠点含む)、市町村、保健所などが考えられる。
 - 他に必要なメンバーはいるか。例えば、メンバーに急性期、回復期などの病院機能を代表する者は必要か。
- 話し合いは、入退院支援に関する現状と課題を共有することから始めてはどうか。